

00764

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
祭日、
の翌日)

目次

◇選管告示

鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙の実施

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長等の選任

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙に用いる投票用紙の様式

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長が事務を行なう場所

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙会の場所等

◇選挙長告示

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙において選挙立会人となるべき者が十人をこえるときくじを行なう場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において

準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会の委員の任期満了による選挙を昭和四十七年八月四日に行なうので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職選挙法第三十三条第五項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は、九人である。

昭和四十七年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長及びその職務代理者を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任したので、漁業法施行令第九条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十七年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 選挙長 鳥取市賀露町一三四〇番地 船本幸作
- 二 選挙長 岩美郡岩美町大字網代二八一番地一一 山岡松義
- 職務代理者

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十七年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行なう。

昭和四十七年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十七年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和四十七年八月七日 午前十一時

選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会選挙選挙長告示第一号

昭和四十七年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえる場合のくじを行なう場所及び日時を、次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十七年七月二十三日

鳥取海区漁業調整委員会選挙選挙長 船 本 幸 作

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和四十七年八月一日 午後五時十分